

2020年版『合格基本書』の訂正につきまして

2020年2月4日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2020年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。大変おそれいますが、下記の内容をご確認ください。

GD05819 『2020年版 出る順行政書士 合格基本書』 第1刷

(p.123) (4) 特別養子縁組に関する改正 (下から4行目～)

こと等を内容としています。もともと、施行日は公布の日から1年以内の政令で定める日とされていますので、2020年4月1日までに施行されれば2020年度の行政書士試験の出題範囲に含まれますが、そうでない限り、2020年度の行政書士試験への影響はありません。

↓ (訂正)

こと等を内容としています。施行日は2020年4月1日になりましたから、2020年度の行政書士試験の出題範囲に含まれます。

(p.175) 側注 * 2 具体例で覚えよう (4行目～5行目)

(二重譲渡)、どちらが土地所有者になるかは、ど

↓ (訂正)

(二重譲渡)、どちらが建物所有者になるかは、ど

(p.231) 上から1行目

(2) 履行遅滞に基づく損害賠償請求の一般的要件

↓ (訂正)

(2) 不完全履行に基づく損害賠償請求の一般的要件

(p.344) 側注 * 1 ここに注意 (8行目～10行目)

す (施行日は公布の日から1年以内の政令で定める日)。これに関する新

↓ (訂正)

す (施行日は2020年4月1日になりました)。これに関する新

(p.345) 普通養子縁組と特別養子縁組の比較 (表)

	特別養子縁組
養子となりうる者	原則：6歳未満の者 (817条の5)

↓ (改正/2020年4月1日施行)

原則：15歳未満の者 (2020年4月1日から)
(817条の5)

(p.353) 側注 * 6 プラスアルファ (4行目)

欠格事由者、非廃除者を

↓ (訂正)

欠格事由者、被廃除者を

別冊付録「行政書士試験コンパクト六法」

(16) 民法 148 条 1 項 4 号

改正前	改正後
(強制執行等による時効の完成猶予及び更新) 第148条 四 民事執行法第196条に規定する財産開示手 続	(強制執行等による時効の完成猶予及び更新) 第148条 四 民事執行法第196条に規定する財産開示手 続又は同法第204条に規定する第三者からの 情報取得手続

※ 2019年5月17日に公布された「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」により、民法 148 条 1 項 4 号中「財産開示手続」の下に「又は同法第 204 条に規定する第三者からの情報取得手続」が加えられました（2020年4月1日施行）。

(80) 民法 817 条の 5

改正前	改正後
(養子となる者の年齢) 第817条の5 第817条の2に規定する請求の時 に6歳に達している者は、養子となることがで きない。ただし、その者が8歳未満であって6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護 されている場合は、この限りでない。	(養子となる者の年齢) 第817条の5 第817条の2に規定する請求の時 に15歳に達している者は、養子となることがで きない。特別養子縁組が成立するまでに18歳 に達した者についても、同様とする。 2 前項前段の規定は、養子となる者が15歳に 達する前から引き続き養親となる者に監護 されている場合において、15歳に達するまでに 第817条の2に規定する請求がされなかった ことについてやむを得ない事由があるときは、 適用しない。 3 養子となる者が15歳に達している場合に おいては、特別養子縁組の成立には、その者の 同意がなければならない。

※ 2019年6月14日に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限が原則6歳未満（例外8歳未満）から原則15歳未満に引き上げられました（2020年4月1日施行）。

以上のように、訂正してお詫びいたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく申し上げます。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部